○経済産業省告示第百三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年九月十七日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年八月六日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県 金沢市 山口県 宇部市 熊本県 熊本市 八代市 玉名市 上天草市 宇城市 天草市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡長洲町 上益城郡甲佐町 八代郡氷川町 鹿児島県 薩摩川内市 曽於市 霧島市 姶良市	令和七年八月七日から令和七年十二月十六日まで

○経済産業省告示第百三十五号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき試掘の許可をしたので、法第二十四条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

経済産業大臣　武藤　容治

一　貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　石油資源開発株式会社

ロ　住所　東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号

ハ　代表者の氏名　山下　通郎

二　許可貯留区域等

許可試掘区域は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十二系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から六までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号一及び六の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲から、座標番号七から十までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号七及び十の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲を除いた範囲の直下の深度（東京湾平均海面を基準とする。）三百メートルから二千五百メートルまでの区域とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値　平面直角座標第十二系（世界測地系）
一	X座標　マイナス一五一、九八五メートル Y座標　マイナス　五四、二一五メートル
二	X座標　マイナス一五一、三八九メートル Y座標　マイナス　四九、七三五メートル
三	X座標　マイナス一五一、四六七メートル Y座標　マイナス　四四、四四二メートル
四	X座標　マイナス一五二、二三二メートル Y座標　マイナス　四〇、三〇三メートル
五	X座標　マイナス一六〇、〇〇九メートル Y座標　マイナス　四〇、四一八メートル
六	X座標　マイナス一五七、四四四メートル Y座標　マイナス　五三、六九六メートル
七	X座標　マイナス一五三、二八四メートル Y座標　マイナス　五〇、七三六メートル
八	X座標　マイナス一五三、三〇〇メートル Y座標　マイナス　四九、四六九メートル
九	X座標　マイナス一五四、四四三メートル Y座標　マイナス　四九、四八六メートル
十	X座標　マイナス一五五、一〇九メートル Y座標　マイナス　五〇、七三六メートル

三　当該許可に係る貯留事業又は試掘の別

試掘

四　貯留事業等の概要

イ　坑井名

試掘一坑目　苫小牧試掘井Ｌｏｃ・六―一ｂ（仮称）

試掘二坑目　苫小牧試掘井Ｌｏｃ・九ｂ（仮称）

ロ　坑井位置

北海道苫小牧市勇払・真砂町及びその沖合海域

ハ　予定深度

海岸付近に坑口を設け、南方向に最大傾斜約八十度の傾斜井を掘削。掘削深度は四千メートルから四千四百メートルまで、偏距三千七百メートルから三千八百メートルまで、平均海面から約千五百四十メートルまで。

ニ　試掘に要する期間

試掘一坑目　令和七年十一月から令和八年五月まで（予定）

試掘二坑目　令和八年七月から令和九年一月まで（予定）

いずれもリグアップ及びリグダウン期間を含む。

ホ　目的層

鮮新統荷菜層から更新統萌別層までの貯留層及び遮蔽層

ヘ　試掘目的

許可試掘区域内の一部では、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「苫小牧におけるＣＣＵＳ大規模実証試験」が行われ、萌別層に二酸化炭素貯留に相応しい貯留層及びそれを覆って蓋の役目を果たす遮蔽層の存在が確認された。その実証試験の際に掘られた坑井から、萌別層の下にある荷菜層においても貯留層になり得る砂岩層の存在を示すデータが取得され、さらに弾性波探査データからはその砂岩層が広がって分布することが示唆されている。

そこで、許可試掘区域内で砂岩層の広がりが示唆される場所を対象に、二酸化炭素貯留に適した貯留層及び遮蔽層が広範囲に存在することを確認することを目的とした試掘井二坑を掘削し、地層評価に必要な地質データを取得する計画である。